

病床規制に係る医療法の特例 ～病床規制の特例による病床の新設・増床の容認～

(国家戦略特別区域高度医療提供事業 国家戦略特別区域法第14条 平成26年4月1日)

特例措置前

○各都道府県が策定する医療計画において基準病床数が設けられており、都道府県は、既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では公的医療機関等の開設・増床を許可しないことができる。

ニーズ

○世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でない医療を提供する事業であれば、病床過剰地域であっても、既存の基準病床数に加えて開設・増床したい。



特例措置

○国家戦略特区において、世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でない医療を提供する事業及び当該事業に必要な病床数を定めた区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都道府県は、病床過剰地域であっても、当該計画に定められた病床数を既存の基準病床数に加えて、医療機関の開設・増床の申請を許可することができる。



効果

○最先端医療の提供による世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成。